○文部科学省告示第百八十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十一年十二月八日

文部科学大臣　川端　達夫

新奥座敷棟	桁行七・六メートル、梁間六・七メートル、二階建、入母屋造及び切妻造、北面廊下附属、西面新座敷棟に接続、桟瓦葺 ・附資材蔵　一棟 ・附裏門　一棟 ・宅地
奥座敷棟	桁行一一・一メートル、梁間五・八メートル、二階建、入母屋造、東面茶室及び北面座敷附属、西面新奥座敷棟に接続、桟瓦葺
新蔵	土蔵造、桁行九・八メートル、梁間五・一メートル、二階建、切妻造、桟瓦葺
米蔵	土蔵造、桁行一一・四メートル、梁間四・九メートル、切妻造、桟瓦葺
三階蔵	土蔵造、桁行九・一メートル、梁間五・〇メートル、二階建、切妻造、桟瓦葺 附・湯殿　一棟
	桁行四・二メートル、梁間三・九メートル、切妻造、桟瓦葺 ・御成門　一棟 棟門、桟瓦葺 ・行啓門　一棟 冠木門 ・資材蔵　一棟 土蔵造、桁行一四・六メートル、梁間七・〇メートル、切妻造、桟瓦葺 ・裏門　一棟 桁行八・〇メートル、梁間三・九メートル、両下造、桟瓦葺 ・絵図面　一二枚 安永年中之比の記があるもの　一枚 享和年中之比の記があるもの　一枚 文化二丑九月―十月の記があるもの　一枚 文政九戌秋の記があるもの　一枚 文政九戌六月の記があるもの　一枚 文政十二己秋七月の記があるもの　一枚 天保辛卯九月の記があるもの　一枚 嘉永四辛亥二月の記があるもの　一枚 年号不詳のもの　四枚 宅地　四、〇九四・八七平方メートル 一三三五番 右の地域内の塀を含む